

# 海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業

## 提案募集要項等に関する質問への回答

平成 13 年 6 月 20 日

神奈川県

平成 13 年 5 月 31 日及び 6 月 1 日に受け付けた海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業提案募集要項等に関する質問への回答を、提案募集要項、別添資料の項目順に整理して記述してあります。

提案募集要項別紙 「予想されるリスクと責任分担表」の一部を別添のとおり訂正します。

提案募集要項に関する質問・回答

No.	質問者	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
1	(株)日建設計	2	3	2)		マリランド・海の動物園を一体化し、コンパクトな設計として水族館の建物以外に各種イベント開催や客待ち用のスペースを確保した上で全体7,500㎡以下とする提案は可能か。	当初から既存施設の改築等を行う場合については、実施方針等に関する意見への回答で示したとおり、体験学習施設を除く施設の建築面積を7,500㎡以下としますが、この面積の中で、本事業の目的に沿ったイベント開催や客待ち用のスペースを確保するという提案でも可能です。ただし、そのスペースは最小限のものとしてください。
2	オリックス・リアルエステート(株)	2	3	3)		海洋総合文化ゾーン内の園路及び植栽等の設計、建設、維持管理は別途県が行うとされているが、水族館等の利用客の増加に比例して海洋総合文化ゾーン内のゴミ等の排出量も増えることが予想されるが、維持管理における清掃業務にて随時対応していただけるのか。	本件施設や事業者が排他的に占有する区域を除き、海洋総合文化ゾーン内の清掃業務は、別途、県が行います。ただし、本事業の実施に起因して発生するゴミ等はできるかぎり事業者で処理するよう努めてください。
3	(株)日建設計	3	3	4)	(1)	現在、県で進めている護岸工事に関連し、当PFI事業に不可欠となる海水取水設備や排水路の確保等が護岸工事により影響を受ける場合、護岸工事の関連工事として県で対応していただけたらと考えてよいのか。また、相互の取り合いに関する協議は何時の時点で可能か。	既存の海水取水設備や配管等が護岸工事により影響を受ける場合は、配管の保護策等の措置は県が行います。事業契約締結後、PFI事業と公園・護岸工事との調整に係る協議を行うことを考えています。
4	大成建設(株)	3	3	4)	(1)	「水族館」内の業務範囲として、「地域や関係研究機関等と連携した海洋生態系の調査・研究業務」が要求されていますが、現在、マリランドで実施されているカマイルカの呼吸の仕組みの研究を継承することで代替できると考えてよいのか。また、これまで、(株)江ノ島水族館が遂行してきた調査・研究業務をどこまで継承する必要があるのか。	調査・研究業務に関して、具体的な提携先や内容等の要求事項はありませんので、他の機関で実施している調査・研究の状況や、水族館等で行う飼育・展示との連携等を踏まえ、自由に提案してください。 (株)江ノ島水族館が遂行してきた調査・研究業務を継承することは、要件としていません。
5	(株)日建設計	3	3	4)	(3)	体験学習施設の事業で使用使用する海水の取水設備の建設や排水路の確保及び維持管理運営に係る費用は別途県で負担していただけるのか。それともサービスの対価としてとらえるのか。	海水の取水設備の建設や排水路の確保及び維持管理運営に係る費用を別途県が負担することはありません。海水の取水設備の建設や排水路の確保及び維持管理運営に係る費用を含め、体験学習施設の事業に要する経費は、サービスの対価として支払います。
6	(株)日建設計	4	3	4)	(5)	水族館の一部を別棟とする場合、当該施設構成の大半が附帯業務とすることは可能か。	水族館の一部を別棟とすることは可能です。ただし、その別棟の主要用途が付帯業務と判断される場合は、本事業の施設として認めることはできません。
7	(株)江ノ島水族館	6	4	2)	①	水族館の運営能力を有していることとして、C)に水族館運営に関する経験または知識のある者を、役員又は職員とすることで水族館事業の運営能力を認めることは、誰にでも水族館事業が出来るという拡大解釈につながり、適正な事業運営に支障を期たすのではないかと考えるのがいかがか。	「水族館運営に関する経験または知識のある者を、役員又は職員とすること」を満たすことにより、本事業に応募する資格は有していると考えています。
8	大成建設(株)	11	4	5)	(2)	「若干の佳作提案を順位を付して選定」の「若干」とはどのくらいの数になるのか。	応募があった提案数や定量化審査で60点以上となった提案数を考慮して選定時に判断しますが、1ないし2程度と想定しています。
9	大成建設(株)	13	5	3)	(2)	③提案書審査ア)基礎審査b)水族館を含めた全体提案において、「水族館の建設費」が審査項目となっているが、BOO方式の施設の建設費を審査する目的は何か。事業計画として審査をすべきではないか。	基礎審査として「水族館の建設費」を審査する理由は、水族館に対して県からの支援金がある以上、「水族館の建設費」が一定の水準を満たしている必要があるからです。なお、事業者選定基準に示したとおり、審査内容は、建設費用の明確な算出根拠が示されているか、及び提案された支援金の額が県の設定した上限を超えていないかを確認するものです。
10	大成建設(株)	14	5	3)	(2)	③提案書審査イ)定量化審査において、「合計得点が60点未満の場合は選定しない」とあるが、その明確な根拠を示していただきたい。	本事業は、独立採算で行う水族館等が中核となるが、それは公園の魅力を高める教養施設としてふさわしいものであることが求められるため、定量化審査で一定の点数に達しないものは選定しないこととし、その基準として60点を設定したものです。

No.	質問者	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
11	オリックス・リアルエステート(株)	14	6	1)	(2)	水族館の支援について、体験学習施設を中心として水族館施設等の施設を県内の幼稚園・小・中・高校の遠足や社会科見学などに積極的に使用する等の運営期間中における支援などをいただけるものと想定してよいか。	ご質問の支援内容については、現時点では未定です。
12	大成建設(株)	16	6	1)	(3)	「体験学習施設の建設費に対する国庫補助金の導入」について、導入に向けた進捗状況と予定価格を教えてください。	国庫補助金の導入に向けて、補助要望等の準備を進めているところであり、補助の内容については現時点では未定です。
13	大成建設(株)	16	6	1)	(3)	②維持管理・運営に係る費用については、事業期間中の合計額の60等分した額を年2回支払うこととなっているが、事業期間は29年9ヶ月(平成16年7月～平成46年3月末)である。この方式によると、平成16年10月の1回目の支払いにおいては、当該期間に係る支出より多くのサービス対価としてもらい、2回目以降の支払いにおいては、当該期間に係る支出より少ないサービス対価をもらうこととなり、ずれが生じる。施設整備に係る費用の1回目割賦代金支払いの考え方と同じように、1回目の支払いについては、その実稼働期間(3ヶ月間)に応じたサービス対価の支払い額を算定していただきたい。	提案される事業期間は、29年9ヶ月(維持管理・運営期間の始期及び体験学習施設の引渡し日を平成16年7月とした場合)から、30年ちょうど(維持管理・運営期間の始期及び体験学習施設の引渡し日を平成16年4月に早めた場合)まで考えられます。提案される事業期間の長短に係わらず、維持管理・運営費の支払いを平準化するため、このような支払方法としました。
14	大成建設(株)	16	6	1)	(3)	②維持管理・運営に係る費用における、オ)大規模修繕費の支払いについて、事業者提案による計画に基づいて都度支払うこととしているが、県側におけるその資金調達に関する考え方を示していただきたい。サービス対価として長期債務負担行為に内包されているものなのか。	県が事業者を支払う大規模修繕費は、サービスの対価の一部であり、地方自治法第214条に基づき設定した債務負担行為を踏まえ、事業契約の定めにしたがって支払うものです。
15	大成建設(株)	16	6	1)	(3)	サービスの対価の支払先を事業者以外の者とする場合、県の承諾を得るための、条件があれば教えてください。	県の事業実施に影響が生じると合理的に懸念される場合は承諾できません。
16	大成建設(株)	17	6	1)	(6)	「体験学習施設以外の建物等」について、抵当権等を設定する場合は、事前に県の承諾を得ることとしているが、独立採算事業であるため、承諾ではなく届け出等に変更できないか。	都市公園内に設置する施設であることから、抵当権等の設定は事前に県の承諾を得ることとします。
17	オリックス・リアルエステート(株)	18	6	1)	(8)	税制上の支援について、地方税である不動産取得税や固都税等の減免措置や不動産評価額などの優遇措置などについて何かあるか。今回の事業は体験学習施設の割賦販売や水族館施設等の独立採算事業など税負担について運営期間を通して民間事業者に関わってくるので、事業収支検討にあたり示唆いただきたい。	現時点で、税制上の支援措置はありません。
18	オリックス・リアルエステート(株)	22	6	5)		水族館、マリンランド、海の動物園の設置許可が10年を超えない範囲とされているが、これは、県側の都市計画の変更によっては事業期間内であっても設置許可の更新が行われないうリスクが想定されるが、その場合の事業者が被る損害に対する賠償や事業期間内における水族館施設等の運営権に関する保全措置について検討いただけるのか。	質問中の「運営権」が意味するところが不明ですが、本事業の独立採算部分は、都市公園法第5条第2項の許可を受けて行う事業であるため、許可が取り消され、または、許可が更新されないという可能性はあります。その場合の扱いについては、条件規定書第3の3に示したとおりです。
19	大成建設(株)	23	6	8)		契約不履行時の契約保証金の取り扱いについて教えてください。	本事業の契約保証金は、債務不履行時の違約金や県の受ける損害の賠償に充当され、残額は契約終了時に返還します。また、損害等の額が契約保証金の額を上回る場合は別途請求することになります。
20	大成建設(株)	23	6	8)		納付した契約保証金については、契約期間中返還しないとあるが、この契約期間中というのは事業期間終了までということか。契約保証金を免除する場合において、建設期間のみの履行保証保険の付保が具体的に提示されているので、契約保証金の納付期間は、建設期間だけに限定するのが妥当であると考えている。	契約期間中とは、事業期間終了までです。契約保証金に関する規定を変更することはありません。

No.	質問者	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
21	大成建設(株)	24	6	9)		「代表企業またはSPCの株主である建設企業は、施設の速やかな撤去を保証する保証書を提出…」とあるが、建設企業が代表企業でなく、SPCの株主でもない場合は、自ずと代表企業が施設撤去の保証書を提出することになると理解してよいか。	ご質問のとおりです。
22	オリックス・リアルエステート(株)	24	6	9)		本事業の事業契約が契約期間満了時またはそれ以前に終了した場合で水族館施設等の撤去が必要となる場合に備えて保証書を提出することあるが、契約期間満了時以前に県の都合により事業を中断せざるを得ない場合の撤去費用及び利益の損失に対する賠償は行われるものと理解してよいか。	条件規定書第3の3及び第63に示すとおりです。
23	大成建設(株)	28	8	2)		全般的に提案様式のサイズ及び枚数が指定されているが、提案内容の理解を深めるための参考資料(A3サイズを想定)を添付することは可能か。	可能です。様式7-1の備考に示すとおりです。
24	大成建設(株)	29	8	2)	(2)	「イ)平面図からカ)設備計画図までを…」、「ア)配置図からカ)設備計画図までを…」とありますが、カ)設備計画図とは同項に記載のあるオ)設備計画図と理解してよいか。	ご質問のとおりです。
25	大成建設(株)	30	8	2)	(2)	ウ)法令関係記載事項、「水族館法令関係記載事項」(様式17)に記載すべき内容を具体的に示していただきたい。	提案しようとする事業内容に応じて、法令の規制の内容や対応方法等を記載してください。
26	大成建設(株)	32	8	2)	(4)	⑨協力会社への事業配分率を記載すること(様式38)となっているが、この「事業配分率」に記載すべき内容や計算方法について具体的に示していただきたい。また、あわせて様式38全体の記載方法、項目内容についても具体的に示していただきたい。	応募者の構成員以外の企業への委託・請負を行う予定の有無、当該業務に占める委託等の割合を事業費ベースで記載してください。
27	大成建設(株)	33	8	2)	(5)	③水族館の支援金は平成15年度及び平成16年度の2回に分けて2分の1づつ支払われるとなっているが、平成16年度の支払いは開業前(竣工前)になるのか。	水族館建設費の支援金については、募集要項6.1)(2)に示すとおりです。
28	(株)日建設計	36	別紙①			既存のマリンランドと海の動物園を当初からリニューアルする場合でも水族館・体験学習施設を設置できる範囲は別紙①に示された区域内とする必要があるか。	既存施設を当初から建て替える場合には、別紙①の海洋総合文化ゾーン内(周囲との境界線及び地下駐車場車路から5m内側の区域で、魚網倉庫を除く)であれば施設の配置は提案に委ねます。
29	大成建設(株)	37	別紙②	1	(3)	事業基盤継承費用の評価方法として、ディスカウント・キャッシュフロー法を使用しているが、具体的な算定方法について明示していただきたい。	将来(10年間)の予想されるキャッシュフローをもとに現在価値に割り引いて算出しています。
30	オリックス・リアルエステート(株)	42	別紙④	2)	(2)	運営1年目～10年目のサービスの対価の金利基準日は契約日(契約議案議決日)ではなく体験学習施設の引渡し日としていただきたい。	契約日(契約議案議決日)とします。
31	(株)江戸島水族館	44	別紙④	2)	(2)	サービスの対価改定の周期について、例示されているグラフは5年目より増加が始まり15年目、25年目が突出しているが、これは、あくまでも参考事例と考えてよいか。	ご質問のとおりです。
32	大成建設(株)	46	別紙⑤			水族館・マリンランド・海の動物園の独立採算部門の施設のサービス水準の低下等が改善勧告・契約解除等の根拠と判断される、基準・条件を明示していただきたい。	「要求水準書」、「応募者提案」、「維持管理及び運営仕様書」等に示される水準等が基準・条件となります。
33	大成建設(株)	46	別紙⑤			業務水準の低下により、独立採算部門を含む事業全体の中断、契約解除の措置が取られた場合、事業者は独立採算部門の建物、動物及び標本、事業基盤継承権等を自らの資産として、処分することが可能であると考えてよいか。	事業者の責めに帰すべき事由による契約解除の場合は、条件規定書第62に示すとおり、独立採算部門の建物を撤去して土地を明け渡すこととなり、質問中の「事業基盤継承権」の処分も想定できないものと思われます。その他の動物等の資産は事業者の判断により適正に処分してください。

No.	質問者	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
34	大成建設(株)	50	別紙⑤	3)	(1)	減額の対象となる支払いは「サービスの対価の全体」とあるが、減額対象となる業務に限定することはできないか。サービス対価は体験学習施設の建設費、維持管理費、運営費で構成されるが、例えば、維持管理の一業務で発生した不備において減額措置がなされた場合、不備に関係ない建設費等も減額の対象となることは適切でないと考えます。	提案募集要項別紙④1)(1)に示すとおり、県は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体として、30年間に渡り平準化して支払うことから、減額の対象はサービスの対価の全体とします。
35	大成建設(株)	56	別紙⑦			共通一契約リスクにおいて、すべてに●がついているが、これではわかりにくいので、細分化し、リスク分担を明確にしていきたい。	契約リスクは、県及び事業者の双方がそれぞれ自己のリスクを負担するということです。
36	大成建設(株)	56	別紙⑦			共通一制度関連リスクー税制度リスクにおいて、「法人税の変更に関するもの(上記以外のもの)」については、体験学習施設が県のリスク負担となっている。これは具体的にどのようなリスクをイメージされているのか、示していきたい。	法人への課税のうち利益に課されるもの以外に関する税制度の変更を指します。
37	大成建設(株)	56	別紙⑦			共通一社会リスクー環境問題リスクにおいて、工事着工前から既にある、事業者の責任ではない有害物質に対するリスク負担を明記していただきたい。このリスクは県側にあると考えます。	工事着工前から既にある、事業者の責任ではない有害物質については、「環境問題リスク」に含まれるものではなく、事業者に負担を求める考えはありません。
38	大成建設(株)	56	別紙⑦			共通一デフォルトリスクー公共の責めによるものにおいて、体験学習施設について事業者が従負担を負うとなっているが、これは具体的に何を想定しているのか。	デフォルトリスクについては、別添のとおり訂正します。
39	大成建設(株)	56	別紙⑦			共通一フォースマジュールリスクにおいて、水族館とマリランド・海の動物園のリスク負担が全て事業者となっているが、県も事業者も想定できないリスクであり、独立採算施設といえども本事業の対象であるため、ある程度は県でもリスク負担をすべきと考えます。	独立採算施設であることから、水族館、マリランド及び海の動物園についてのフォースマジュールリスクは、事業者の負担とします。なお、フォースマジュールリスクについては、別添のとおり訂正します。
40	大成建設(株)	56	別紙⑦			建設段階ー建設リスクー工事遅延リスクについては、遅延の原因を県によるもの、事業者によるものとに細分化していただきたい。	運営開始の遅延について条件規定書第44に定めていることから、工事遅延のリスク分担は細分化しません。
41	(株)日建設計	56	別紙⑦			既存の施設でも海獣の鳴声や臭い等はあるが事業として許可されている。その上で当事業の提案募集が行われているわけであるから、施設の設置・運営に対する住民の反対運動、訴訟、要望に関するもののリスクは県で負っていただきたい。「実施方針に関する意見・回答」には「本事業そのものに対する住民の反対等は県も対応します。」とあるが、水族館、マリランド、海の動物園に対する同リスクに関しても県に帰すべきものと考えられるがいかがか。	本事業そのものに対する住民の反対等は県も対応しますが、施設の設置・運営に関する住民対応のリスクは事業者の負担とします。

要求水準書に関する質問・回答

No.	質問者	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
42	大成建設(株)	3	2	(1)	1)	「既存林の保存及び樹木の育成に配慮する」とあるが、既存林とは既存松林のことか。また、既存松林はどの程度保存する必要があるのか。同敷地内での移植等は可能でしょうか。既存林の移植計画の提案が受理されれば県の行う事業範囲に含まれるのか。	既存林とは松林に限りません。第1回質問回答で示したとおり、既存林は極力保存していただきますが、やむを得ない場合は移植等により同等の規模の樹木を確保するという提案も可能です。提案に県が行う園路・植栽等に関する内容を含めることもでき、県はその提案を参照しますが独自に設計・工事を行います。また、既存林の伐採を行う場合はその費用は事業者の負担とします。なお、既存林の保存は、事業者選定基準において、定量化審査の項目としていますが、県の行う事業で移植を行うという提案は得点とはなりません。
43	大成建設(株)	3	2	(3)		平成16年7月までに4施設を同時に開業できるように施設の整備及び運営・維持管理業務に必要な業務を行うとあるが、平成16年4月から7月の期間内であれば、提案した時期と多少開業時をずらすことは可能か。	提案内容の変更となるため、原則として認められません。実際の運営開始日が、提案された運営開始日より遅れた場合、条件規定書第44によるペナルティの対象となることがあります。
44	オリックス・リアルエステート(株)	3	2	(4)	1)	建物外壁の要求水準において、年末年始や夏期など湘南地区は暴走族等の活動が活発となり、24時間体制の警備を行っても不特定多数が往来する陸路と海側をつなぐ通路や体験学習施設の外壁などが落書きされる恐れがある。その場合、体験学習施設も水族館施設と同様にフェンス等の内側に配置する、通路は夜間通行禁止等にするなどして保護する必要があると思われるが、落書き等による故意の汚れ、損傷などについては費用を県と折半もしくは、警察官の定期巡回などの処置をお願いできるのか。	県立湘南海岸公園等における落書きを防止するため、警察と協力して対処しているところであり、今後も落書き防止に努めます。ただし、本事業に対する支払いのほか、費用を負担することはできません。
45	大成建設(株)	4	2	(4)	3)	設備の運転・監視においては、設備管理責任者の常駐は必要か。	遵守すべき法制度及び基準等の範囲内で提案してください。
46	大成建設(株)	5	2	(4)	4)	警備においては24時間常駐対応は必要か。	事業者の提案に委ねます。
47	オリックス・リアルエステート(株)	6	2	(6)		飲食店の運営に関して本事業は独立採算方式であり、付帯業務による収益の増減は大きく収支に影響を与えるものと考えられる。そのため、飲食店の利用者を水族館施設等の利用者限定せずに湘南海岸公園及び江ノ島などの観光に来られた方々も広く利用できるように想定して計画してもよいか。	付帯業務については、利用者を水族館等の利用者限定しておらず、「公園利用者の利便性の向上を図るため」に、設置できるものとしています。
48	オリックス・リアルエステート(株)	6	2	(6)		水族館施設等の閑散期及び集客数の確保のために、各種イベント・キャンペーン等を都市公園内ということを理解したうえで、積極的に行うことについて何ら支障は無いものと想定してよいか。	本事業の目的及び都市公園法等の規定に従ってください。
49	大成建設(株)	8	3	(2)	1)	①なぎさ体験ゾーン400㎡程度、③なぎさ資料室100㎡程度と床面積が指定されているが、この指定された面積はどの程度まで増減が可能か。	提案の自由度に配慮して、目安として提示しました。
50	大成建設(株)	10	2	(4)		指導能力のある人材の常駐が求められているが、県の方から指導員や学識経験者等の紹介、斡旋、指導等の協力はあるのか。	ご質問のような協力は想定していません。
51	大成建設(株)	10	2	(4)		体験学習施設の開館日は、水族館の開館日と同一とするとしているが、水族館の営業日(開館日)は事業者側で自由に設定できるものと考えているが、問題はないか。	水族館の開館日には体験学習施設も開館することとしているものであり、水族館の開館日は提案及び都市公園法第5条第2項の許可を申請する際に示していただきます。

事業者選定基準に関する質問・回答

No.	質問者	ページ	大項目	中項目	小項目	質問事項	回答
52	大成建設(株)	2	2	(2)		提案がバリューフォーマネーを達成していない場合には選定しないものとするとの記載があるが、事業者提案の価格が県提示の2,194百万円を下回ることが、VFMを達成すると解釈してよいか。	VFMは、提案価格を特定事業の選定を行った際の条件で再計算し、現在価値化したうえで判定します。
53	(株)江ノ島水族館	2	2	(2)		定量化審査において、すべての項目を比較しても同点の場合は、くじ引きによるとなっているが、PFI事業の特殊性からして神奈川県が総合的に判断すべきであると考えますが、いかがか。	本事業の事業者選定方法は、地方自治法に基づく入札制度に準じており、変更することは想定していません。
54	大成建設(株)	9	4			審査のために設定されている各評価項目の中で、特に計画画面の内容及び定性的な要因の強い項目に関して、その評価項目の内容や審査基準を、詳細に説明していただきたい。(例)…の配慮、…の対策、…のデザインといった表現の評価項目。	事業者選定基準に示す内容にて判断してください。
55	オリックスリアルエステート(株)	11	4	(2)	③	車椅子利用者等の動線の確保、配慮に関して、陸域・海域のアクセスを最低2箇所設けることになっており、その場合水族館、マリランド、海の動物園を結ぶ動線が寸断され、車椅子利用者にも不自由が生じ、さらに海洋センターの一体性も損なわれる恐れがある。そのためアクセスの上もしくは下に架橋、アンダーパス等の設置を行ってもよいか。また、その場合の設置基準(橋脚高等)があるか。	架橋等を設置するという提案でも構いませんが、有効高さ2.5m、有効幅員3mを確保してください。この場合、架橋等を設置する区域は都市公園法第5条第2項の許可の対象となり、また、土地使用料の支払いが必要となります。
56	(株)江ノ島水族館	12	4	(2)	⑤	評価項目の中、その他周辺への影響の軽減措置の導入とあるが、何か具体的な事例があれば提示してほしい。	工事期間中の周辺への影響を軽減するためのアイデア・工夫を提案してください。
57	大成建設(株)	13	4	(2)	⑥	早期同時開業を提案したにも関わらず、実際に提案した期日に開業できなかった場合は何らかのペナルティはあるのか。	条件規定書第44に示すとおりです。

様式集に関する質問・回答

No.	質問者	様式	枝番号	質問事項	回答
58	(株)江ノ島水族館	7	2	様式の中の応募者確認、県の確認の欄があるが、これはどのような内容か。	提案書の提出時に、各様式の書類が各必要部数揃っているか、添付すべき書類を各必要部数添付しているかを、県と応募者がそれぞれ確認するために、確認欄を設けています。
59	(株)江ノ島水族館	9		様式中、年月が平成13年7月となっているが、8月として提出して差し支えないか。	平成13年8月10日として提出してください。
60	(株)江ノ島水族館	17		水族館に関する法的規定は、博物館法に規定されているのは承知しているが、外に関連する法規があればお知らせいただきたい。また、体験学習施設に関する法規についてもお知らせいただきたい。	遵守すべき法制度及び基準等は、要求水準書2(8)及び(9)に示すとおりです。
61	(株)江ノ島水族館	34	3	4. 業務のバックアップ体制の確保(リスクへの対応策)とあるが、バックアップ体制とサービサーとは、どのようなことをいうのか。	当初の維持管理・運営業務担当企業による業務遂行が困難となった場合で、これをバックアップする企業がある場合にはそれを示してください。

条件規定書に関する質問・回答

No.	質問者	ページ	項目	質問事項	回答
62	新日本製鐵(株)	27	第71	「第70に定める協議」は、「第69に定める協議」が正と考えるが、いかがか。	ご質問のとおりです。

提案募集について(概要)に関する質問・回答

No.	質問者	ページ	項目	質問事項	回答
63	(株)日建設計	11	湘南海岸公園東部地区PFI事業対象位置図	海洋総合文化ゾーン全体の環境をより魅力的に整備する上で、魚網倉庫は計画し難しい位置にある。魚網倉庫の位置の移動に関し県で対応していただけないか。どうしても移動が無理な場合は、魚網倉庫の上を施設の回遊動線(空中廊下)として利用する計画は可能か。	第1回質問回答でも示したとおり、魚網倉庫の占有者との協議を行っているところですが、提案募集要項別紙①中の位置に魚網倉庫があるものとして提案してください。また、魚網倉庫の上を利用するという提案は不可とします。

## 予想されるリスクと責任分担表の訂正について

平成13年5月17日に公表した提案募集要項別紙 中、共通項目のデフォルトリスク（破綻）及びフォースマジュールリスク（不可抗力）の部分を次のとおり訂正します。

### 《5月17日公表内容》

リスクの種類		リスクの内容	水族館		マリナド・海の動物園		体験学習施設	
			県	事業者	県	事業者	県	事業者
デフォルトリスク（破綻）	民間事業者の責めによるもの	事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスの品質・利用しやすさが一定のレベルを下回った場合等						
	公共の責めによるもの	県の債務不履行、当該サービスが不要となった場合等						—
フォースマジュールリスク（不可抗力）		戦争、風水害、地震等						—



### 《訂正内容》

リスクの種類		リスクの内容	水族館		マリナド・海の動物園		体験学習施設	
			県	事業者	県	事業者	県	事業者
デフォルトリスク（破綻）	民間事業者の責めによるもの	事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスの品質・利用しやすさが一定のレベルを下回った場合等						
	公共の責めによるもの	県の債務不履行、当該サービスが不要となった場合等						—
フォースマジュールリスク（不可抗力）		戦争、風水害、地震等						—